

SIST 08

SIST

科学技術情報流通技術基準

学術論文の執筆と構成

S I S T 0 8 : 2010

2010年（平成22年）3月25日 改訂
科学技術情報流通技術基準委員会 審議
独立行政法人科学技術振興機構

原 案 策 定 : 科学技術庁 1984 年 (昭和 59 年) 3 月
審 議 会 : 科学技術情報流通技術基準検討会 (科学技術庁科学技術振興局科学技術情報課)
原 案 作 成 : 科学技術情報流通技術基準作成委員会 (日本科学技術情報センター)
科学技術情報流通技術基準原案作成委員会 (日本科学技術情報センター)
基 準 案 修 正 : 科学技術情報流通技術基準作成委員会 (日本科学技術情報センター)
科学技術情報流通技術基準案修正委員会 (日本科学技術情報センター)
基 準 制 定 : 「SIST 08-1986 学術論文の構成とその要素」 科学技術庁
1986 年 (昭和 61 年) 3 月
基 準 確 認 : 科学技術庁 1990 年 (平成 2 年) 12 月

改 訂 案 策 定 : 科学技術振興機構 2009 年 (平成 21 年) 10 月
委 員 会 : 科学技術情報流通技術基準委員会 (科学技術振興機構)
改 訂 案 作 成 : 科学技術情報流通技術基準委員会改訂分科会 (科学技術振興機構)
改 訂 案 修 正 : 科学技術情報流通技術基準委員会改訂分科会 (科学技術振興機構)
基 準 改 訂 : 「SIST 08: 2010 学術論文の執筆と構成」 科学技術振興機構
2010 年 (平成 22 年) 3 月

科学技術情報流通技術基準委員会

(2009年度)

(委員長)

高山正也 独立行政法人国立公文書館 館長

(委員)

赤松幹之 独立行政法人産業技術総合研究所 人間福祉医工学研究部門長

秋元良仁 凸版印刷株式会社 総合研究所 情報技術研究所 シニア研究員

石塚英弘 筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科 教授

井上幹邦 経済産業省 産業技術環境局 情報電子標準化推進室長

上原恵子 財団法人日本医薬情報センター 事業部門 開発企画担当部長

大山敬三 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所 教授

岸田和明 慶應義塾大学 文学部 図書館・情報学専攻 教授

倉上順一 独立行政法人日本原子力研究開発機構 研究技術情報部 上席研究主席

菅野育子 愛知淑徳大学大学院 文学研究科 図書館情報学コース 教授

菅原秀明 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所 特任教授

鈴木博道 財団法人国際医学情報センター 開発・管理本部 次長

高橋征生 社団法人日本機械学会 アドバイザー

田村紀光 社団法人情報科学技術協会 専務理事

時実象一 愛知大学 文学部 図書館情報学専攻 教授

林 哲司 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 情報広報部長

藤田節子 川村学園女子大学 教育学部 准教授

本吉理彦 国立国会図書館 主題情報部 科学技術・経済課長

柳川隆之 社団法人日本工学会 事務局長 (2009年11月末まで)

渡邊豊英 一般財団法人日本特許情報機構 特許情報研究所 調査研究部長

科学技術情報流通技術基準委員会改訂分科会

(2009年度)

(主査)

大山敬三 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所 教授

(委員)

後路啓子 社団法人情報処理学会 会誌編集部門 マネージャ

斎藤伸雄 凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業部

トッパンアイデアセンター IT開発本部 メディアビジネス部 課長

谷藤幹子 独立行政法人物質・材料研究機構 企画部 科学情報室長

時実象一 愛知大学文学部 図書館情報学専攻 教授

林 和弘 社団法人日本化学会 学術情報部 課長

堀 純子 国立国会図書館 収集書誌部 逐次刊行物・特別資料課長

事務局：独立行政法人科学技術振興機構 イノベーション推進本部 研究基盤情報部調査普及課

科学技術情報流通技術基準

学術論文の執筆と構成

SIST 08 : 2010

目 次

1 . 適用範囲	1
2 . 用語の意味	1
3 . 論文の執筆	2
3.1 オリジナリティと客観性	2
3.2 同一の研究内容の投稿	2
3.3 出典の明示と参考文献	2
3.4 著者の範囲	2
3.5 資金助成	2
4 . 論文の構成要素	3
5 . 構成要素の記載要領	3
5.1 標題	3
5.2 著者名	4
5.3 著者の所属機関等	4
5.4 抄録	4
5.5 キーワード及び分類	5
5.6 本文	5
5.6.1 記載内容	5
5.6.2 用字用語, 記号等	5
5.6.3 見出しの番号付け	5
5.6.4 図・写真・表の番号付け	5
5.7 注	6
5.8 謝辞	6
5.9 参考文献	6
5.10 照会先情報	6
5.11 電子的補助資料	6
6 . 関連基準	6
解説	7

科学技術情報流通技術基準

学術論文の執筆と構成

Preparation and Components of Scholarly Papers

1. 適用範囲

この基準は、学術論文（冊子体、CD-ROM等の電子的パッケージメディア、オンラインの形態のものを含む。以下、これを“論文”と呼ぶ。）の執筆及び出版における基本的な取り扱い、記載すべき事項（SIST 07で規定する学術雑誌に関する事項を除く。）及びそれらの記載要領を示し、論文及び学術的記事の著者、編集者及び出版者に指針を与えるものである。

2. 用語の意味

この基準で使用される主な用語の意味は、次のとおりとする。

(1) 学術論文 (scholarly paper)

学術的な研究により得られた知見を公表することを目的として、学術雑誌等において出版される論文。原著論文、速報、短報等を含む。

(2) 学術的記事 (scholarly article)

主として学術的な知識や情報などの公表、紹介、普及等を目的として、学術論文と類似の発行形態により出版される記事。総説・解説、技術報告・研究ノート等を含む。

(3) 注 (note)

論旨を補足するために、本文とは別の箇所に記す文句。本基準では、ページの最下部に記す脚注と、本文末尾に記す文末注を指す。

(4) 電子的補助資料 (electronic supplementary material)

論文等の本文に収録していないデータや、高解像度画像、動画、音声、コンピュータ・プログラム等の冊子体では収録できないデータで、電子雑誌の論文等の補助資料として収録されるもの。

3. 論文の執筆

論文の執筆は、投稿しようとする雑誌の投稿規程等に基づいて行う。また、社会的規範、関連の学会や諸機関が定めた倫理規程等を遵守するとともに、各分野で確立した倫理的慣習に従うことが求められる。

以下には、該当する投稿規程等がない場合、または投稿規程等に定めのない場合に従うべき最小限の原則を示す。

3. 1 オリジナリティと客観性

論文は著者自身の研究成果に基づき、同分野の第三者による検証を可能とするのに必要十分な内容を執筆する。

3. 2 同一の研究内容の投稿

同一の研究内容を複数の雑誌に投稿する行為（二重投稿）をしてはならない。ただし、他言語に翻訳する場合であって、かつ各雑誌の投稿規程等が認める場合はその限りではないが、その場合は先行するもとの論文の書誌を記載する。

テクニカルレポート、学位論文、学術大会等における発表論文、又は会議録等で発表した内容を論文として執筆する場合は、もとのテクニカルレポート等の書誌を記載する。

3. 3 出典の明示と参考文献

本文中で著者に帰属しない研究成果、データ、図表等を利用した場合は、それらの出典を明示しなくてはならない。また、著者の研究の進歩性を明らかにするため、関係する先行研究は参考文献として参照しなくてはならない。

3. 4 著者の範囲

論文の著者は実際にその研究に携わった者であり、論文の内容に責任を持つ者とする。研究に対して助言を与えた者、研究を支援した者については著者には含めないこととし、謝辞等で述べる。先頭著者は主著者が望ましい。

3. 5 資金助成

研究に対して資金的な支援・助成があった場合は謝辞等において明記する。

4. 論文の構成要素

論文を構成する要素（◎：必須要素，○：準必須要素（記載すべき内容があれば必須），△：任意要素）は、次のとおりである。ただし、下記以外の要素を排除するものではない。

- ◎ 標題
- ◎ 著者名
- ◎ 著者の所属機関名等
- ◎ 抄録
- △ キーワード及び分類
- ◎ 本文（図・表を含む）
- 注
- 謝辞
- ◎ 参照文献
- △ 付録
- △ 照会先情報
- △ 電子的補助資料

なお、以下の各事項は学術雑誌の要素として SIST 07 で規定されている。

- 論文掲載情報
- 会議開催情報
- 論文種別
- 著作権情報
- 各種日付(受付日・採択日、公開日)
- ページ又は論文番号
- 柱

5. 構成要素の記載要領

論文に記載すべき構成要素の記載要領は以下のとおりとする。各要素の記述言語は、本基準で定める場合を除き、本文と同一の言語を原則とする。記載場所等の出版媒体や表現形式に依存する事項は SIST 07 の規定に従う。

5. 1 標題

- (a) 標題は、研究内容を具体的かつ的確に表すように、しかもできるだけ簡潔に記載する。その際、標題中に研究内容を的確に示すキーワードを含むように配慮する。
- (b) 標題の中には原則として略語、略称は用いない。
- (c) 論文本文の言語以外に、国際的に広く通用する言語による標題を付記する。

- (d) 外国語論文の場合は、可能な限り日本語による標題を記載する。ただし、記載箇所は同一の論文中になくともよい。
- (e) 副標題を付ける必要がある場合は、これを付けることができる。副標題は、原則として1個とする。また、大きな研究計画や連続する研究を連載して発表する場合は、標題の後にシリーズ番号を付け、副標題を付けることができる。
- (f) 連載では、前報の掲載情報を注に記載することが望ましい。

5. 2 著者名

- (a) 著者名は、その記述を常に統一し、姓・名を略さずに記載する。
- (b) 著者名の欧文表記には各著者慣用の著者名を用い、姓と名が区別できるように記載する。
- (c) 論文本文の言語以外に、欧文表記の著者名を付記する。
- (d) 日本人が書いた外国語論文の場合は、可能な限り日本語による著者名を記載する。ただし、記載箇所は同一の論文中になくともよい。
- (e) 著者が団体の場合は、まず、その正式名称を省略せずに記載し、その後、所在地を示す。名称の省略形を括弧に入れて付記してもよい。

5. 3 著者の所属機関等

- (a) 著者の所属機関は、当該研究の行われた機関名を記載する。
- (b) 研究を行った後に著者の所属機関が変わった場合は、注に現在の所属機関名を記載する。
- (c) 所属機関名は、当該機関の正式名称とする。
- (d) 所属機関内の部課名等については、正式名称又は各機関の統一された慣習に従うものとする。
- (e) 著者が複数で所属機関が異なる場合は、記号等を使って著者名と所属機関名とを対応づける。
- (f) 著者の地位、身分、称号は、原則として省く。
- (g) 所属機関の所在地は、郵便番号、番地等を省略せずに記載する。
- (h) 論文本文の言語以外に、欧文表記の正式な所属機関名と所在地を付記する。
- (i) 外国語論文の場合は、著者の所属機関が日本語名を持つ場合には可能な限りその名称を記載する。ただし、記載箇所は同一の論文中になくともよい。
- (j) 機関名は SIST 06 に従って記載する。

5. 4 抄録

- (a) 抄録は、本文を読まなくても内容の要点が理解できるように記載する。
- (b) 抄録は、本文と同一の言語で記載する。国際的に広く通用する言語の抄録を付記する。
- (c) 外国語論文の場合は、可能な限り日本語の抄録を記載する。ただし、記載箇所は同一の論文中になくともよい。
- (d) 抄録は SIST 01 に従って作成する。

5. 5 キーワード及び分類

- (a) キーワードは、論文内容を適切に表す用語を著者が付与する。必ずしも論文中に含まれる用語である必要はない。
- (b) キーワードは、国際的に広く通用する言語又は日本語で記載する。
- (c) キーワードは、それぞれの雑誌で、付与方法、又は基準となるものを規定することが望ましい。
- (d) 分類を付与する場合は、それぞれの雑誌で使用する分類体系を定める。分類体系は広く通用するものを使用することが望ましい。

5. 6 本文

5. 6. 1 記載内容

- (a) 論文は論理的かつ明確な構想に基づいて記述する。
- (b) 研究の目的、独創的な点や学術上の意義、先行研究との関連性を明示する。
- (c) 使用した手法や技術は、同分野を専門とする研究者が読んで検証可能なように記述する。
- (d) 結果とそれに対する分析は明確に区別して記載することが望ましい。

5. 6. 2 用字用語、記号等

用字用語、記号、符号、単位、並びに学術用語及び学術的名称（動植物の学名、病名、化合物名等）の表記は、ISO等の標準化関連国際組織及び国内組織による基準に従う。

5. 6. 3 見出しの番号付け

- (a) 見出しにおける章・節・項等の展開は、ポイントシステムによって記載し、項で止める。
- (b) 項以下の細項については、括弧付き数字を用いて細分する。
- (c) 箇条書きの番号付けは、細項の表示と混同しないようにするため、アルファベット等を用いて表示する。
- (d) 本文中で参照する場合は、数値や他の番号と混同しないようにするため、章・節・項であることを明示する。

5. 6. 4 図・写真・表の番号付け

- (a) 図・表は、本文に出てくる順に、それぞれ一連番号を付ける。写真等は原則として図に含める。
- (b) 図・表には、番号に続けて、キャプションを付ける。図の番号及びキャプションは図の下に、表の番号及びキャプションは表の上に付ける。
- (c) 図・表は、原則として、最初に出現する参照箇所と同一ページ、又はその後のなるべく近い位置に掲載する。

5. 7 注

- (a) 注は、本基準で定める場合を除き、多用してはならない。論文の論旨に直接関係する内容は、注とせず、本文中に記述する。
- (b) 注には通し番号を付け、脚注の場合は同一ページ内に、文末注の場合は本文の最後に記載する。

5. 8 謝辞

研究の過程で、何らかの援助を受けた場合は、“謝辞”の節を設け、簡潔な謝意を示すことができる。その場合、その援助者及び機関の名称並びに援助の内容等を記載する。

5. 9 参考文献

- (a) 本文の中で文献を参照する場合は、参考文献の一連番号又は参考文献の著者名等を用いた参照記号を該当箇所に記載する。
- (b) 参考文献は、本文の最後にまとめて記載する。その配列は原則として、一連番号を付けた場合は番号順とし、著者名等を用いた場合は著者名のアルファベット順とする。
- (c) 参考文献の項目は、1文献ずつ記載する。
- (d) 原則として、参考文献に注を記入してはならない。
- (e) 参考文献は、SIST 02 に従って記載する。

5. 10 照会先情報

照会先の情報として、所属機関の住所や連絡先、ホームページの URL、メールアドレス等を記載する。

5. 11 電子的補助資料

- (a) 電子的補助資料がある場合は、論文中でその存在と入手方法について明記し、電子的補助資料のファイル中には論文の書誌と補助資料の書誌的事項(名称, 提出年月日)を記載する。
- (b) ファイルは国際的に認知されている標準的規格に基づいて作成する。ファイル形式は可能な限り OS に依存しないものとする。独自のソフトウェアが必要な資料についてはソフトウェアも同梱する。

6. 関連基準

- (1) SIST 01: 1980. 抄録作成.
- (2) SIST 02: 2007. 参考文献の書き方.
- (3) SIST 06: 2007. 機関名の表記.
- (4) SIST 07: 2010. 学術雑誌の発行と構成.
- (5) JIS Z 8202 シリーズ: 2000. 量及び単位. (“ISO 31 シリーズ: 1992” と同等).

解 説

1. はじめに

学術論文は、学術研究の成果を発表及び記録・保存するために執筆され、学術雑誌やその他の学術出版物に掲載されて発行されている。学術情報流通の観点から、学術論文を確実に引用、検索、識別できるようにするために、学術論文には一定の構成や記載方法が求められる。国際標準である ISO 規格によりこれらに関する標準化が進められてきた。また、我が国においても、ISO 規格に対応する形で国内標準である JIS 規格の整備が部分的に進められてきた。しかし、我が国における学術論文発行に対応するためには、国際標準にできる限り準拠しつつ、言語や習慣などに由来する固有の条件を考慮した独自の基準が求められていた。このような声に応えるため、「学術論文の構成とその要素(SIST 08-1986)」が ISO 215 (Documentation - Presentation of contributions to periodicals and other serials) 等を参考に 1986 年 3 月に初めて制定され、その後改訂されることなく二十数年が経過した。

この間、電子出版の普及など技術的な変化はあったものの、学術雑誌の発行が冊子体を主体として行われている間は、学術論文の構成自体を見直す必要性が生じなかった。しかし、近年の電子ジャーナル出版の本格化により、学術論文を構成する新たな要素を標準化する必要性が生じてきた。また、従来のページ体裁とは異なる体裁の電子ジャーナルが定着してきたため、学術論文の要素の記載要領をも見直す必要性が生じてきた。さらには、研究倫理に関する関心の高まりに応じて、モノとしての学術論文の構成にとどまらず、行為としての執筆に関するガイドラインが必要となってきた。このような背景の下に基準の見直しを行い、基準名を「学術論文の執筆と構成」と改めるとともに、内容についてもやや踏み込んだ改訂を行うこととなった。

本基準は、主として学術論文を想定した記述となっているが、それ以外の学術的記事（総説・解説、技術報告・研究ノート等）に対しても共通に適用可能な項目を多く含んでおり、幅広い学術的記事の著者に指針を与えると同時に、論文執筆要領等を作成しようとする学術出版物の編集者及び出版者の参考となるものである。

本解説は以下、第 2 章で論文執筆とオンラインの電子雑誌（以下、電子ジャーナルと呼ぶ。）との関係を述べ、第 3 章で今回改訂した規定の主要な部分とその考え方を説明し、第 4 章では本基準に挙げた構成要素の様式例を示す。改訂内容を簡潔に把握したい読者は第 3 章から読み進められたい。

なお、本基準に深く関連する基準として「学術雑誌の発行と構成(SIST 07: 2010)」も併せて改訂を行った。本基準と相補的に利用するように策定されているので、併せて参照されたい。

2. 論文執筆と電子ジャーナル

近年、電子ジャーナルが普及し、学術論文の流通に大きな変化をもたらしている。この間、基本的な論文の構成や記載方法はほとんど変化していないが、論文執筆と投稿後の編集・発行プロセスとの関わりは学術研究環境の変化とも相まって大きく変化してきた。本章ではこのような変化の中で論文執筆において注意すべき点を記す。

2. 1 メタデータ

インターネットの利用が浸透したことで、現在主要な雑誌の多くが電子版である電子ジャーナルを有している。電子ジャーナルサービスを実現するためには掲載論文のメタデータ（目次や論文抄録ページに使用）が必要であり、その作成（電子ジャーナル用タグ付け）が重要な工程となる。編集者は文書の表現だけでなく文書論理構造にも注意を払い、各構成要素の適切なタグ付けと整形を行う必要がある。例えば欧米における理工医学系の学術雑誌の出版では、XML等により論文本文を編集し、メタデータを自動生成することが標準となっている。

さらに、電子投稿査読システムが普及し、投稿段階で標題や著者等のその論文発行に必要な主な書誌情報をほとんど入手できるようになっている。すなわち、冊子体では学会の編集者の重要な責務であり、主に審査後に開始されてきた、論文の各種構成要素の情報の質のコントロールをより早い段階で行って、発行プロセスの効率化を図ることが可能になる。結果として著者が作成した原稿情報への依存が大きくなっており、原稿の品質が最終出版物の品質に与える影響が大きくなる方向となっている。このため、論文執筆にあたっては、その論文の中身に加えて、構成要素と電子ジャーナル用タグに対応する見出し等の表現に注意を払う必要が高まっている。

2. 2 訂正・撤回と研究倫理

冊子体の雑誌においては、論文中に誤りが発見された場合は正誤表や訂正記事で訂正することが行われてきた。SIST 07では電子ジャーナルにおいても冊子体と同様に訂正記事で訂正すべきものと規定している。これは、直接、論文を差し替えてしまうと冊子体の論文と電子ジャーナルの論文の内容が異なってしまうだけでなく、研究の記録としての論文の信頼性が損なわれるためである。SIST 07ではまた、不法行為などによる論文の撤回においても、可能な限りオンライン論文の削除は行わず、撤回告知記事を掲載することを規定している。

しかし、冊子体に比べて電子ジャーナルの掲載論文は長期間にわたって多くの購読者の目に触れる機会が多く、例えば研究倫理上の問題を含んだ論文がひとたび発行されてしまうと、その影響は冊子体の場合に比べてはるかに深刻なものとなる。著者はこの点を十分に認識した上で論文の執筆を行うべきである。

2. 3 オリジナリティと著作権

本基準にはオリジナリティの保証のために守るべき最小限の事項を規定している。近年特に研究倫理に関する意識が高まっており、故意か否かにかかわらず不正な論文投稿を行った研究者に

対して厳しい措置が取られる傾向にある。例えば二重投稿については、共著者が異なる雑誌に別々に論文を投稿してしまったり、学位審査を控えた学生が査読結果を待ちきれずに別の雑誌に投稿してしまったりということが考えられるので十分な注意が必要である。

一方、著作権等については法令に従うべきものとして本基準の対象外としている。近年、著作権に関する意識は高まってきたが、必ずしも正確に理解されていない場合が多い。よく見受けられるものにオリジナリティと著作権の混同がある。学術論文ではオリジナリティは著者にあるが、著作権は学会や出版者に譲渡されていることも多い。そのため、例えばオリジナリティに関しては投稿規程や倫理規程に照らして全く問題がない場合でも、著作権については別途処理が必要になることがある。

論文の序論の部分などで、他人の論文中の文章をそのまま使う例がしばしば見受けられるが、これは盗用とみなされる恐れがある。また、論文中の図表は独立した著作物として著作権が及ぶと解釈されることが多い。引用に関する公正な慣行に沿っている場合は著作権の利用許諾が必要ないとされるが、実務的には許諾を得ることが行われている。主要な出版社はそのような許諾の手続きを公開している。なお、測定値等の図表中のデータそのものには著作権は及ばないので、出典を示して無許諾での引用・利用が可能である。

3. 改訂概要

3. 1 主な改訂内容

- (a) 旧基準の「3. 学術論文の要件」の規定内容を見直し、本基準では「3. 論文の執筆」として、内容を追加・再構成した。
- (b) 構成要素に、照会先情報、電子的補助資料を追加した。
- (c) 雑誌の記載事項と共通する構成要素については、当該基準である SIST 07 を参照して規定した。論文の内容に応じて決まる項目が論文の構成要素で、そこから機械的に決まる項目は雑誌の記載事項として SIST 07 で規定したためである。この仕分けにより、SIST 07/08 で対象とする項目を整理し、互いに参照することとした。例えば、ページ・柱・採択日は、論文に記載され、論文毎に異なるが、雑誌の記載事項とした。

3. 2 改訂項目についての補足

以下では本基準の該当する章・節・項の番号を見出しの後の括弧内に記載し、規定しなかったことも含めて解説する。

旧基準の規定全体を見直したので、基準本文の細かい変更は多数あるが、ここでは主な箇所についてのみ説明する。

3. 2. 1 研究・執筆倫理 (3章)

本基準では倫理基準としてはまとめていないが、科学者・技術者の倫理について世の中の関心も高まり、各学協会では研究・発表についての倫理について規定している。12学協会で構成され

た技術倫理協議会(<http://www.jsce.or.jp/committee/rinri/grk/>)では「研究と研究発表・投稿に関する倫理の第1歩」¹⁾を2008年3月に発表している。

また、国際的な投稿規程での規定例としては、国際医学雑誌編集者委員会 (International Committee of Medical Journal Editors) による統一規程 “Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals”²⁾がある。

3. 2. 2 翻訳論文でのもとの論文の書誌の記載 (3. 2節)

論文を翻訳して発表する場合、もとの論文の掲載情報の記載位置は論文第1ページの脚注が望ましい。脚注が困難な電子版の場合は、本文の開始前の標題・著者名エリアの近辺に記載することが望ましい。また、翻訳者を記載することが望ましい。

なお、翻訳出版にあたっては、当然のことながらもとの論文の著作権の利用許諾がなされていなければならない。

3. 2. 3 和文と欧文の記載方法 (5. 1～5. 4節)

日本語論文には日本語の抄録を記載するとともに、国際的流通の補助とするために、これまでと同じく、同所に欧文の標題・著者名・所属機関名・抄録を記載することを規定している。

一方、研究の多くが公的支援を受けて行われており、国民への説明責任を果たすことが必要であるとともに、学術研究への国民の関心に応え、また学生に対して学術論文へのアクセスを容易にするために、日本語以外の論文(欧文論文)では、可能な限り日本語の標題・著者名・所属機関名・抄録を記載することを規定している。ただし、学術雑誌の国際化の支障とならないように、日本語の記載事項の掲載位置は、同一論文中に限定しないこととし、例えば各号末や並行して発行される和文誌にまとめて掲載してもよいこととした。

3. 2. 4 標題・著者名・抄録の多言語表記の動向 (5. 1～5. 4節)

著者の同定あるいは研究成果の潜在利用者(一般市民)への普及という観点から、国際的には母国語あるいは多言語による表記を加える以下の動きがある。本基準はこれらの記載事項の掲載を何ら妨げるものではない。

(a) アメリカ物理学会(APS)では、同学会が発行する雑誌について、2008年から中国人・日本人・韓国人の著者名の自国語表記の追加ができるようになった³⁾。

(b) 米国の Public Library of Science (PLoS) が発行する生物・医学系オンラインジャーナルではそのオープンアクセス運動とともに研究成果の潜在利用者(一般市民)への普及のために多言語抄録を2006年から掲載している⁴⁾。

3. 2. 5 著者名のローマ字書き (5. 2節)

本基準では姓と名が区別できるように記載すると規定しているが、具体的には姓の文字のすべてと名の頭文字を大文字とする方法が望ましい。

なお、日本人の姓名のローマ字表記に関しては、「姓一名」の順とすることが望ましいとする国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」⁵⁾（平成12年12月8日）がある。この答申では記載例として3例（Yamada Haruo/YAMADA Haruo/Yamada, Haruo）を提示している。この答申の趣旨を理解し、それに沿って対応するよう配慮することを求める文化庁次長による依頼文書⁶⁾が平成12年12月26日付けで発行されている。

3. 2. 6 キーワード、分類（5. 5節）

キーワードが記載されている論文は増えているが、キーワードは情報検索システムでも活用され、当該論文の利用の向上に役立つので、是非付与すべきである。また、投稿規程では付与する具体的なキーワードについて規定されていることが望ましい。

分類については規定していない雑誌が多いが、号の編集、総索引、情報検索システムで活用され、当該論文の利用の向上に役立つので、規定することが望ましい。

3. 2. 7 見出しの番号付けの例（5. 6. 3項）

ポイントシステムによる章・節・項の展開を以下の例で示す。

- 例：第1章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・→ 1.
 第1章 第2節・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・→ 1. 2
 第1章 第2節 第3項・・・・・・・・・・・・・・・・→ 1. 2. 3

箇条書きでは、丸数字等の機種依存文字の利用は避け、以下の例のようにアルファベット等を用いる。

- 例：a: ○○○○
 (a) ○○○○

本文中で引用する場合は、「既に1. 2節で述べたように、・・・・」のように章・節・項の番号であることを明示する。

3. 2. 8 電子的補助資料の投稿上の留意点（5. 11節）

実験データや画像、動画、ソフトウェア等を電子的補助資料として投稿する場合、著者はそれが読者にとって有用なものとなるように留意することが必要である。

一般にデータには著作権は及ばないため、他の研究者がそれを検証・解析したり、他のデータと組み合わせたりすることによって、さらなる研究の発展につながる可能性がある。従って、著者は、データの正確性を期すとともに、そのデータの出典や責任表示、及びそのデータを取得した条件等を明示することが求められる。

一方、画像や動画、ソフトウェア等の著作物には著作権が及ぶため、他の研究者がこれを利用する場合は、著作権法で認められた場合を除き、著作権者の許諾が必要である。しかし、知的創造を促進する観点から、出典を示して利用することについては積極的に認めるべきであるという考え方も広まってきている。Creative Commons や GNU などの自由利用を促進する枠組みも普及

しつつあり、一部の雑誌ではこれらを採用している。従って、著者は、自らが著作権を有する著作物については、上記のような点を考慮してその利用条件等を決定し、明示することが望まれる。また、Creative Commons や GNU などの枠組みや個別の許諾に基づき、他者の著作物を電子的補助資料に含める場合は、それらの規程に沿って利用条件等の表示を行うことが求められる。

4. 様式例

架空の学術雑誌掲載論文の冊子体及び電子雑誌の例を付図1～付図3に示す。図中でグレーで表示された項目は任意要素であり、記載されないことも多い。これらの例は様式の一例として作成したものであり、例えばウェブページのロゴ（ここでは Digital Library）のような本基準の規定外の内容も含まれている。

付図1のレイアウト例では日本語のエリアと欧文のエリアを分けたが、標題・著者名等を日本語と欧文でそれぞれ対応させて記載する場合もある。

5. 参考文献

- 1) 技術倫理協議会. 研究と研究発表・投稿に関する倫理の第1歩. 2008-03.
<http://www.jsce.or.jp/committee/rinri/grk/01.html>, (参照 2009-07-15).
- 2) International Committee of Medical Journal Editors. Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals: Writing and Editing for Biomedical Publication. 2008-10.
http://www.icmje.org/urm_main.html, (accessed 2009-07-15). (2007年10月版の翻訳が「投稿規定ネット」(<http://www.toukougitei.net/>)に掲載されている。)
- 3) American Physical Society. “Information about Author Names”. Information for Authors. 2008-11-11.
<http://authors.aps.org/names.html>, (accessed 2009-07-15)
- 4) The PLoS Medicine Editors (2006). Ich Weiss Nicht Was Soll Es Bedeuten: Language Matters in Medicine. PLoS Medicine. 2006, vol. 3, no. 2, e122, doi:10.1371/journal.pmed.0030122.
<http://www.plosmedicine.org/article/info%3Adoi%2F10.1371%2Fjournal.pmed.0030122#s2>, (accessed 2009-07-15).
- 5) 第22期国語審議会. “国際社会に対応する日本語の在り方”. 文化庁ホームページ. 2000-12-08.
<http://www.bunka.go.jp/kokugo/frame.asp?tm=20100308134633>, (参照 2009-07-15).
- 6) 文化庁次長. “外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について(依頼)”. 文化庁ホームページ. 2000-12-26. <http://www.bunka.go.jp/kokugo/frame.asp?tm=20090715145859>, (参照 2009-07-15).

論文種別	誌名 発行年 巻号 収録ページ範囲 DOI
標 題	
著者名 所属機関 所在地	
抄 録	
キーワード	
分類	
標 題 (欧文)	
著者名 所属機関 所在地 (欧文)	
抄 録 (欧文)	
キーワード (欧文)	
分類 (欧文)	
本 文	本 文
受付日または採択日 オンライン公開日 照会先 会議開催情報 著作権表示	
ページ	

付図1 印刷された日本語論文の第1ページのレイアウト例
 (点線で囲んだ部分は雑誌編集時に記載する事項であり、論文執筆の際には直接関係ない。グレーは任意記載項目を示す。)

研究論文

化学図書館 2009 Vol.27 No.12 p.1039-1045
doi:10.1241/kagakutosyokan27.1039

日本のオープンアクセス出版活動の動向分析

田中 花子¹ 文部 太郎²

¹ 日本印刷出版学会 〒101-0000 東京都千代田区神田駿河台〇-〇
² 国立政策研究センター 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇

[抄録] 日本の学術出版におけるオープンアクセス活動の状況について、
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

キーワード オープンアクセス, 非営利学術出版,
分類 AB01

Trends and analysis of open access publishing in Japan

Hanako TANAKA¹ Taro MONBU²

¹ Printing and Publishing Society of Japan (0-0, Kanda-Surugadai, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0000, Japan)
² National Policy Research Center (0-0, 0-chome Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0000, Japan)

[Abstract] This paper discusses the recent state of open access publishing focusing on scholarly
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

Keywords open access, not-for-profit scholarly publishing,
Classification AB01

1. はじめに

オープンアクセス (OA) の活動が図書館、.....
.....
.....

2009年8月29日受付, 2009年10月1日採択
2009年12月1日オンライン公開
照会先: 田中花子 (E-mail:xxxxx@xxx.or.jp)
第10回国際科学技術図書館大会で発表されたプログラム委員
会推薦論文.
©2009 日本化学図書館協会

キーワード検索

検索

[化学図書館について](#)[巻号一覧](#)[編集委員会](#)[投稿規程](#)[TOP](#) > [巻号一覧](#) > [Vol.27 No.12](#) > 本文

化学図書館

ONLINE ISSN : 1347-1597

PRINT ISSN : 0021-7298

Kagaku Tosyokan (Chemical Libraries)

化学図書館, 2009, Vol.27 No.12, p.1039-1045

doi:10.1241/kagakutosyokan27.1039

Published online December 1, 2009

Copyright © 2009 The Chemical Library Association of Japan

[研究論文]

日本のオープンアクセス出版活動の動向分析

田中 花子 *1 文部 太郎 *2

*1 日本印刷出版学会 (〒101-0000 東京都千代田区神田駿河台〇-〇)

*2 国立政策研究センター (〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇)

(2009年8月29日受付, 2009年10月1日採択)

[抄録] 日本の学術出版におけるオープンアクセス活動の状況について, ……………

……………

- ・ キーワード：オープンアクセス, 非営利学術出版, ……
- ・ 分類：AB01

照会先：田中花子 (E-mail:xxxxx@xxx.or.jp)

第10回国際科学技術図書館で大会発表されたプログラム委員会推薦論文。

Trends and analysis of open access publishing in Japan

Hanako TANAKA*1 Taro MONBU*2

*1 Printing and Publishing Society of Japan (0-0, Kanda-Surugadai, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0000, Japan)

*2 National Policy Research Center (0-0, 0-chome Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0000, Japan)

[Abstract] This paper discusses the recent state of open access publishing
focusing on ……………

……………

- ・ Keywords : open access, not-for-profit scholarly publishing, ……
- ・ Classification : AB01

[\[全文PDF \(211KB\)\]](#) [\[参考文献\]](#) [\[電子付録\]](#)

1. はじめに

オープンアクセス(OA)の活動が図書館, ……………

……………

……………

……………

科学技術情報流通技術基準

学術論文の執筆と構成

SIST 08 : 2010

2010年（平成22年）3月 第1刷発行

2011年（平成23年）2月 第2刷発行

発行 独立行政法人科学技術振興機構

編集 独立行政法人科学技術振興機構

イノベーション推進本部 知識基盤情報部 調査普及担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3

電話 03-5214-8406 e-mail sist@jst.go.jp

S I S Tホームページ <http://sist-jst.jp/>

SIST 08

SIST

Standards for Information of Science and Technology

Preparation and Components of Scholarly Papers

SIST 08 : 2010

Revised 25 March 2010

**Published by
Japan Science and Technology Agency
5-3, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-8666, Japan**

Printed in Japan